

がん原性試験に係るフィージビリティテスト対象物質の選定における
 専門家からの意見聴取（エキスパートジャッジメント）の結果等（その1）

整理番号	優先的に試験すべき物質名	理由	性状 (参考)
A 1	2-ブロモプロパン	<p>次の1~17に当てはまる物質は、がん原性試験が不要又は優先的に実施する対象ではないと考えられ、これらを除外すると、左の15物質が残る。いずれも候補物質となりうると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> がん原性試験で陽性または陰性の結果が明示 エームス試験、染色体異常試験の両方が陰性 用途記載なし（用途不明） 中間体（医薬・染料・農薬・有機合成等）用途のみ 失効農薬（登録が失効した農薬） オゾン層破壊物質で使用禁止・使用禁止予定のもの（フロン類） 高分子化合物 強酸（塩化水素、過酸化水素、塩素、硫化水素） 大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、オゾン） 混合物（テレピン油） 爆発危険性物質（TNT、シラン、オキシシアン化水銀、ピクリン酸） NTP（米国国家毒性プログラム）で実験中、または、結果は必ずしも完全ではないとしても長期実験結果が存在する 曝露実験不能が既知、若しくは化学活性が高く曝露困難（エチレンジアミン、ジイソシアネート類、過塩素酸アンモニウム） 排出移動量・生産量共に記載無し・情報無し がん原性を有する可能性が低いと考えられ除外可能なもの（IPA） 生産量100トン未満 有機スズ化合物（生産量が増加する可能性が低い） 構造活性相関で、エームス試験、染色体異常試験、発がん試験共に陰性と予測されている物質 	液体
A 2	弗化ビニリデン		気体
A 3	o-ニトロアニリン		固体
A 4	o-クレゾール		結晶
A 5	塩化ベンゾイル		液体
A 6	2-ビニルピリジン		液体
A 7	m-トルイジン		液体
A 8	2,3,5,6-テトラクロロ-1,4-ベンゾキノン（別名：クロラニル）		結晶粉末
A 9	4-アミノフェノール		粉末
A 10	ブチルアルデヒド		液体
A 11	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール		フレーク状
A 12	2,3-ジクロロ-1-プロパノール		粘性液体
A 13	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン		固体
A 14	酢酸コバルト(II)＝四水和物		結晶粉末
A 15	次亜塩素酸カルシウム		粉末

A 1	2-ブロモプロパン	<p>上記のA 1～A 15について、更に、がん原性が既知である化学物質との構造の類似性を考慮すると、上記のうち、特に左の4物質（再掲）が、優先的に試験すべき物質と史料される。</p>	液体
A 2	弗化ビニリデン		気体
A 12	2,3-ジクロロ-1-プロパノール		粘性液体
A 13	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン		固体